

和光市消費生活センターツイッター運営方針

令和2年9月23日決裁

1 目的

この方針は、和光市消費生活センター（以下、「センター」という。）がツイッターを利用し、市民の消費者被害防止及び消費生活に関する情報を迅速かつ積極的に発信することを目的とする。

2 名称

センターのツイッターの名称は、「和光市消費生活センター（公式）ツイッター」とする。また、ユーザー名は、「wakoshosen」とする。

3 管理責任者及び運用者

センターのツイッターの管理責任者は、市民活動推進課長とする。また、センターのツイッターの運用者は、市民活動推進課相談・消費者担当職員及び消費生活相談員とする。

4 発信する情報の概要

センターのツイッターから発信する情報は、次に掲げるものとし、各情報について、インターネット上に当該情報が投稿されている場合にはそのURLを投稿する。

- (1) 消費者被害防止のための注意喚起情報その他消費生活に関する情報
- (2) その他市民活動推進課長が必要と認める情報

5 投稿手順

センターのツイッターから情報を発信する手順は、発信しようとする情報の区分に応じて、次のとおりとする。また、発信する際は、原則として市民活動推進課長の決裁を得ることとする。

(1) センターのツイッターからの新しい情報の発信

センターのツイッターから新しい情報を発信する場合は、市民活動推進課長の決裁を得て、発信する。

(2) 和光市のホームページからの情報

和光市のホームページを更新した際、当該更新情報に関するリンクを含む原稿案を作成した後、市民活動推進課長の決裁を得て、センターのツイッターから発信するこ

とができる。

(3) その他の情報

上記(1)、(2)に掲げる情報以外の消費者に関する情報について発信しようとするときは、上記(2)の手順の例により、センターのツイッターから発信する。

6 セキュリティの確保方法

パスワードは、管理責任者及び運用者以外に漏れないよう厳重に管理し、人事異動等により管理責任者及び運用者が変わった場合は、必ずパスワードの変更を行うものとする。

7 他のツイッター等への対応

センターのツイッターへのフォローに対しては、ブロックしない。センターは、他の消費生活センター、行政機関及び公共的機関の公式なツイッターに対しては、市民活動推進課長の決裁を得て、フォローやリツイート等を行うことができるものとする。

8 返信への対応

センターのツイッターへの返信に対しては、回答しない。また、ダイレクトメッセージでの相談は受けつけない。返信やダイレクトメッセージに回答しない旨は、和光市のホームページ及びセンターのツイッターに明記する。

9 その他

発信したユーザーと受信したユーザーのみが閲覧できる非公開メッセージ等の機能の利用は行わない。

10 返信の禁止等

市民活動推進課長は、他のユーザーによる次に定める返信を禁止し、予告なくアカウントのブロック等を行うことができる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権などセンターまたは第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの

- (9) 本人の承諾なく個人情報 を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 当センターの発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (14) 当センターの発信する内容に関係ないもの
- (15) その他、市民活動推進課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

11 運営方針の開示

本方針は、和光市ホームページに掲載し、開示するものとする。